

7 ス 庁 第 1 2 0 3 号
令 和 7 年 8 月 2 6 日

2660 地区交流活性化委員会

委員長 深 井 喜 久 殿

ス ポ ー ツ 庁 次 長
浅 野 敦 行

スポーツ庁名義の使用許可について（回答）

令和7年8月8日付けで申請のあった標記については、下記によって実施して差し支えありません。

記

- 1 スポーツ庁名義の使用を許可する行事等の名称及び期日
2660 地区交流活性化委員会 主催
「チャリティボウリング大会」
予選：令和7年10月25日 決勝：令和7年11月15日
表彰：令和7年11月29日
- 2 使用を許可するスポーツ庁名義
後援
- 3 スポーツ庁名義の使用を許可する期間
許可日 ～ 令和7年11月29日
- 4 守るべき事項等
 - (1) 行事等の事業計画を変更しようとするときは、直ちに届け出ること。
 - (2) 行事等が終了したときは、速やかにその事業報告書及び収支決算書を提出すること。
 - (3) 行事等の経費は、全て主催者が負担すること。
 - (4) 事故防止、救護体制及び補償措置について、十分に配慮すること。
 - (5) 行事等の実施に当たり、スポーツ庁名義の使用を許可した趣旨に反すると認められる場合には、スポーツ庁は、その是正を勧告することができる。
 - (6) 行事等の内容又は主催者等がスポーツ庁名義の使用の許可を受けた後に著しく変更されたとき、スポーツ庁の信用を傷つける行為を行ったとき及び(5)の勧告に従わなかったときは、許可を取り消すものとする。

【本件担当】

スポーツ庁政策課総務係

電 話：03-6734-3775

M a i l：s-kouen@mext.go.jp